

## 八代市社会福祉協議会の職員の処分について

本会職員に対し、懲戒処分をいたしましたので、お知らせします。

### 1. 事案

酒気帯び運転

### 2. 日時

令和7年6月21日（土） 午前4時00分頃

### 3. 場所

県道 250号線 交差点付近（代陽小学校付近交差点）

### 4. 当事者

所属：八代市社会福祉協議会 本所

職級：係長級

年齢：50歳代

性別：男性

### 5. 事案の概要

○6月20日（金）午後6時30分より午後11時頃まで八代市内の飲食店で飲酒をした。

○その後、駐車場に駐車していた自家用車で睡眠を取って、21日（土）午前4時ごろ、目が覚め、自宅へ帰るために駐車場から出たところ、警察に呼び止められた。

○警察が調べたところ、基準値を超えており道路交通法違反（酒気帯び運転）で検挙された。（検査数値0.72mg/ℓ）

### 6. 懲戒処分等の内容（処分年月日 令和7年7月3日付）

#### （1）当事者

所属	職級	年齢	性別	懲戒処分内容
本所	係長級	50歳代	男	停職2か月

#### （2）指揮監督者

所属	職級	年齢	性別	懲戒処分内容
本所	事務局長	50歳代	男	戒告
本所	課長級	50歳代	女	戒告

### 7. 再発防止の取り組み

今回の事案に関しては、市民の皆様に対して、また、関係機関の皆様方に対しての信頼を裏切る行為であり、心より深くお詫びを申し上げます。

このような事を二度と起こさないよう法令順守を徹底するために、飲酒運転の撲滅に向けての研修等を実施し、職員一丸となって信頼回復に向けて努めてまいります。